

令和 8 年 4 月 1 日  
城陽市上下水道部

### モニタリング実施計画書

#### 定義

本計画書中の用語の定義は以下のとおりとする

- ・ MPJ

みずパートナーJOYO 共同企業体を指す

- ・ 要求水準書

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書（令和 6 年 12 月修正版）を指す

- ・ 募集要項

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業募集要項（令和 6 年 11 月修正版）を指す

- ・ 契約書

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業契約書（令和 7 年 9 月 30 日締結）を指す

- ・ 提案項目

MPJ が本業務を履行するにあたり独自に提案した項目を指す。提案審査に関する提案書類、質疑応答等において市及び MPJ 双方が確認した項目を含む

#### 1 モニタリング実施計画の目的と位置付け

公募型プロポーザルにおいて示した「モニタリングの基本方針」をもとに、受託者の作成する「セルフモニタリング計画」とは別に、セルフモニタリングの内容を踏まえたうえで、発注者側が管理者として行うモニタリング内容を整理したものを「モニタリング実施計画」という。

#### 2 モニタリング実施計画

##### (1) モニタリング実施計画で掲げる内容

モニタリング実施計画で規定する内容は下記のとおり

##### ①モニタリング対象業務（要求水準準拠）

水道施設関連業務

下水道施設関連業務

運営業務

時間外受付業務

水道施設整備実施計画更新原案作成業務

下水道施設更新計画原案作成業務

危機管理業務

その他業務

## ②モニタリング体制

### ア) 報告

次に掲げる時期に受託者は市に対し報告を行う。

#### ○日次報告

日次業務報告書を使用。MPJ業務日報。日報記載項目は簡便なものを想定。記載内容については、市と受託者で調整する。

#### ○月次報告（定例会議時）

月次業務報告書を使用。OM業務に関して、J-MAPに格納されているデータから、市と受託者で調整のうえ、月次用に抽出作成された資料をもとに市がモニタリングを行う。CS業務に関する元データは、ポータルサイトに蓄積しているCSデータを基礎とした資料を月次用に作成する。これら2つの資料を合わせたものを月次業務報告書という。CS業務に関し、取り上げるべき事項が無い場合は省略可。

#### ○四半期報告（定例会議時）

要求水準及び提案項目の達成状況を精査するモニタリング報告。MPJ作成の四半期業務報告書を使用。四半期業務報告書は、セルフモニタリング項目である要求水準書規定項目及びMPJ提案項目の達成状況について、未達成項目等の状況やその対処に関して報告するもの。

#### ○年次報告（定例会議時）

決算を踏まえた年次業務報告書を使用。年次業務報告書は、OM業務に関して、J-MAPに格納されているデータから、市と受託者で調整のうえ、年次用に抽出作成された資料をもとに市がモニタリングを行う。CS業務に関する元データは、ポータルサイトに蓄積しているCSデータを基礎とした資料を年次用に作成する。これら2つの資料を合わせたものを年次業務報告書という。

OM業務、CS業務それぞれの報告内容は、月次業務報告書をベースに年単位で把握が必要なデータから成り、抽出対象データは市と受託者で調整する。

#### ○随時報告

随時報告書の形で提出。『速報版』、『詳細報告版』、『提案版』、『完了版』に分岐。

##### 『速報版』

…事故やトラブル、故障など速やかに入れるべき第一報

##### 『詳細報告版』

…速報版から原因調査やトラブルの内容を掘り下げて報告する第二報

##### 『提案版』

…事故やトラブルの解決方法に関する提案。短期的な対応か、中長期的な対応かによって、その提案時期は速報後になるか、詳細報告後になるかは事案による。

『完了版』

…最終的に事象が完了したことの報告。すべての事象について完了版は存在するが、速報版から途中の経緯をとばして完了版に至るケースなど、複数パターンがある

イ) 週次ミーティング【毎週月曜日開催。閉庁日は翌営業日】

モニタリングとしては位置づけないが、週単位で市と受託者の意見交換を実施することで、業務の円滑化を図る会合。週次ミーティングの内容は、市民対応の情報共有、上下水道工事や委託業務の内容の情報共有（場所、時間など）、関係部署・関係機関との調整等を目的に開催。

また、募集要項 p 30 の「修繕費用の取り扱い」について、事前承認や、対応主体の調整（3条、4条の切り分け）も行う。

ウ) 定例会議（月次）【n月のモニタリングはn+1月の第2金曜日開催。閉庁日は翌営業日。】

要求水準の達成状況確認（チェック）に重点をおくモニタリングは定例会議（四半期）で行うため、本定例会議（月次）では、月次業務報告書に加え、日次業務報告書、週次ミーティングや随時報告書から、懸案事項等を双方が提示し、主に短期[から中期]の対応等に関して意見交換、調整を行う。

10月開催の定例会議（月次）では、来年度当初予算の編成に関する協議を、3月開催の定例会議（月次）では、募集要項別紙4「物価等の変動に伴う委託費の変更」に関する調整、当該年度の最終期分支払額（未払金）の確定に必要な履行確認及び翌年度の大まかな業務予定の擦り合わせを市と受託者間で行うこととする。

エ) 定例会議（四半期）【第1四半期＝7月（4～6月分）、第2四半期＝10月（7～9月分）、第3四半期＝1月（10～12月分）、第4四半期＝4月（12～3月分）のモニタリングは7月、10月、1月、4月の第3水曜日に開催する。閉庁日は翌営業日】

セルフモニタリング項目である要求水準書規定項目及びMPJ提案項目（主にプロポ提案項目）について、その達成状況が未達成等の状況やその対処に関し、四半期業務報告書をもとに市が確認を行う。報告の意味合いよりモニタリングに軸足を置いた会議。根拠資料及び市が必要と認める資料を求めることがある。

オ) 定例会議（年次）

年次業務報告書による年次総括（決算）及びモニタリングを行う会議。開催時期は、決算を反映した総括の必要性から、6月末に行う。

要求水準の達成状況確認（チェック）に重点をおくモニタリングは定例会議（四半期）で行うため、本定例会議（年次）は、年次総括に重点を置き、懸案事項等を双方が提

示し、主に中期〔から長期〕の対応等に関して意見交換、調整を行う。

CS 業務に関しても同様。

③モニタリング参加者

別表参照

④モニタリング実施計画を変更する際の手続き

モニタリング実施計画は以下各号に該当する場合、市と受託者で協議のうえ、変更する

ア) 契約内容が変更された場合

イ) 要求水準書が変更された場合

ウ) その他、法改正や協力企業との関係変更等に起因し、前2項に非該当であっても本計画の変更が必要と認められる場合

⑤モニタリング実施により、要求水準書等に変更が生じる場合の手続き

モニタリングを実施した結果、以下各号を変更する必要がある場合の手続き

ア) 要求水準書

委託契約の内容に直結するため、委託金額の変更を伴う。変更業務について、変更が生じた年度で当該業務に関する委託料の当該年度の増減額を算出し、翌年度以降の増減については、「物価等の変動に伴う委託費の変更」を用いて委託料の補正を行う。

イ) モニタリング実施計画

市と受託者で協議のうえ変更できるものとする。

ウ) 各種様式

本計画に記載の各種様式は、必要に応じ、市と受託者で協議のうえ変更できるものとする。

⑥業務の質を確保するために採用する手段（抜き打ち検査、是正協議など）

要求水準書に掲げる事項の履行状況は、各種報告書、週次ミーティング及び定例会議（月次・四半期・年次）で確認するが、モニタリング等のルーティン化により、緊張感が薄れ、業務の履行内容が劣化することを防ぐことを目的として、抜き打ち検査を実施する。

ア) 抜き打ち検査について

○抜き打ち検査の方法については、セルフモニタリング項目（要求水準書に掲げる項目プラスアルファ（受託者の視点で追加する項目））のうち、その「根拠資料」等の提示を任意のタイミングで求める。

○抜き打ち検査のタイミングは任意とし、受託者は市の求めに応じて対応すること

イ) 契約書に掲げる手続の適用について

モニタリング（セルフ又は市のモニタリング）の結果、所要の是正の方法については以下の契約書各条に定めるところによる

○第29条 改善通告

○第30条 改善計画書の変更

- 第34条 委託費の支払停止
- 第35条 統括責任者等の交代請求
- 第36条 委託費の減額等
- 第43条 乙の契約不履行等による契約の解除

### 3 モニタリング等を通じた業務提案

(1) モニタリングに係る各会議及び各報告を通じて、受託者が能動的に市に行う提案について次のとおり定める。

#### ①提案について

業務のクオリティアップ、コスト削減に資する提案を記載。新技術や将来の更新計画、プロフィットシェアの協議対象案件等、中長期の視点で提案を行う。提出する機会は「定例会議（月次）」または「定例会議（年次）」を基本とする。提案は業務提案書①を使用。

### 4 モニタリング結果等の公表について

#### (1) 公表内容

定例会議（四半期）で受託者から提出される「四半期業務報告書」や、随時報告書等をベースに資料を調製し公表する。

#### (2) 公表頻度及びその方法

四半期業務報告書等をベースに公表する資料を調製するため、四半期ごとに市ホームページにおいて公表する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この計画書は令和8年4月1日から施行する。